



函館市監査公表第24号

函館市長から「平成25年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年9月3日

函館市監査委員	渡	辺	宏	身
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	北	原	善	通
函館市監査委員	茂	木		修

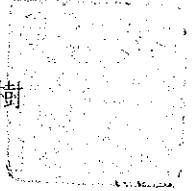


函 観 観

平成 26 年 8 月 26 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 26 年 3 月 31 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(観光部観光振興課)

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
観光部 ブランド 推進課	<p>観光交流事業経費 2. 事業の成果について</p> <p>成果の測定が不十分である 実際の事業内容が、市相互の表敬訪問に限定されているため、実態に即した目的を明確に定義した上で、効果の測定をすべきである。 一旦開始した事業について、毎年継続することが前提となり、成果についての評価が明確に行われていない。改めるべきである。</p>	193	<p>当該事業は、高田屋嘉兵衛の顕彰のため、当初は、互いの高田屋嘉兵衛まつりに参加する事業として開始したが、平成23年度に当市での函館高田屋嘉兵衛まつりが中止となり、事業の実施について、両市で検討した結果、これまでの歴史的な背景や交流実績を鑑み、両市による交流を行い、以降、現在の事業内容となっている。</p> <p>当該事業は、交流事業を継続的に実施することによる観光面でのPR効果、交流促進、また、歴史・文化的な意義を持つものとしての成果を期待したものであり、事業の性質上、明確な数値目標の設定が困難であった。</p> <p>今後、改めて事業のあり方について、洲本市と協議を行うこととする。</p>
観光部 観光振興 課	<p>観光資源創出経費 2. 事業の目的、達成目標について</p> <p>目的・目標の設定が不十分である 事業の目的とは、一定の「対象」に対し、「意図する変化」を生じさせることにあり、目的のない事業はない。 本事業の目的は、「潜在している観光資源を発掘」「新たな魅力を創出」と、対象・変化ともに抽象的である。</p> <p>具体的な実施項目は、まちあるき関連が多い。しかし、内容は年度間で不統一であり、目標値の設定はない。 平成24年度において、まちあるき関連以外に実施された項目として、</p>	194	<p>観光資源創出経費については、経費全体の目的を潜在している観光資源を発掘し、新たな魅力を創出することとし、その目的のために、各種さまざまな内容の個別事業を実施しているものであるが、今後は、個別事業においても具体的な目標等を設定していく。</p>

	<p>「訪日外国人受入環境整備」「ヘルスツーリズム」があるが、これらについても、予算要求資料に記載されているのは、事業内容の説明、予算金額の明細にとどまっている。</p> <p>事業の目的・達成目標・成果指標を設定すべきである。</p>		
<p>観光部 観光振興課</p>	<p>観光資源創出経費 4. 個別の実施内容について (1) ルートマップによるまちあるき (「てくてくはこだて特別版」 開催経費)</p> <p>委託契約書別添の業務要領に記載された目的について 上記の通り、本実施項目の委託業務名は「平成24年度まちあるきイベント実証実験事業における運営および広告宣伝業務委託」である。 平成24年度の委託契約書第2条は、業務要領により委託業務を履行することとしており、業務要領には、業務の目的として以下の記載がある（下線は監査人による）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 業務の目的 「函館まちあるきマップ」や「まちあるきガイドセミナー」を活用した<u>イベントを実証実験として実施することにより、「まちあるき観光」を市民に浸透させるとともに観光客の増加を図り、今後のまちあるき観光推進に向けたデータ収集等を行うこと</u>を目的とする。</p> </div> <p>これによると、「イベントを実証実験として実施することにより」「データ収集等を行う」ことが実証実験としての業務内容である。 一方、「まちあるき観光を市民に浸透させる」「観光客の増加を図り」は実証実験とは別ものである。働きかける対象を、市民と観光客としており、事業の対象・目標が絞り込ま</p>	<p>196</p>	<p>本事業については、実証実験によりデータ収集等を行うとともに、まちあるき観光の浸透を図ろうとしたものである。 今後、具体的な数値目標・成果指標を掲げるとともに、その達成度に対する評価の実施について検討を行う。</p>

	<p>れていない。</p> <p>目的・目標・成果指標を明確にし、成果測定・評価をすべきである。</p>																						
<p>観光部 観光振興課</p>	<p>観光資源創出経費 4. 個別の実施内容について (1) ルートマップによるまちあるき (「てくてくはこだて特別版」 開催経費)</p> <p>予算要求上の集客予想と実態が著しく乖離している 集客予定・実際参加者は以下のよう に推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人参加者</th> <th colspan="3">(単位:人)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集客想定(予算要求資料)</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>参加者実績(チェックリスト)</td> <td>296</td> <td>218</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>29.6%</td> <td>7.3%</td> <td>11.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>集客想定人数に対して、実際参加者数は僅少である。</p> <p>担当課によると、参加者数が少ないこと、想定数と実績が大きく乖離していることについて、検討した文書は存在しない。</p> <p>一方、ヒアリング日現在、平成25年度も事業継続を前提に、前年度並みの予算要求を行うとの回答も得ている。</p> <p>上記達成率が低水準にとどまっていることについて、ニーズがないものとして事業を廃止するか、打開策を講じるかを検討した上で、予算要求を行うべきである。</p>	個人参加者	(単位:人)				平成22年度	平成23年度	平成24年度	集客想定(予算要求資料)	1,000	3,000	3,000	参加者実績(チェックリスト)	296	218	347	達成率	29.6%	7.3%	11.6%	196	<p>本事業は、達成率が低水準ではあったが、まちあるき観光の浸透を図ろうとしたことから、平成25年度についても継続して実施することとしたが、今後、具体的な数値目標・成果指標を現実に即して設定するとともに、事業終了後の評価結果に基づき、次年度以降の事業継続の可否、また改正点について十分に検証することとする。</p>
個人参加者	(単位:人)																						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																				
集客想定(予算要求資料)	1,000	3,000	3,000																				
参加者実績(チェックリスト)	296	218	347																				
達成率	29.6%	7.3%	11.6%																				
<p>観光部 観光振興課</p>	<p>観光資源創出経費 4. 個別の実施内容について (1) ルートマップによるまちあるき (「てくてくはこだて特別版」 開催経費)</p> <p>費用対効果について 本実施項目の委託料・開催日数・参加者数は以下の通りである。</p>	197	<p>今後、具体的な目的・数値目標・成果指標を現実に即して設定するとともに、事業終了</p>																				

(単位：人、千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加者	296	218	347
開催日	6	26	96
委託料	-	1,440	2,000
1日当り参加者数	49.3	8.4	3.6
1日当り委託料	-	55.4	20.8
1人当り委託料	-	6.6	5.8

1日当りの参加者数は、本実施項目開始初年度は50名弱であったが、平成24年度は3.6人と、1/10を下回っている。また、1人当り委託料は6~7千円である。費用対効果が悪い。

後の評価結果に基づき、次年度以降の事業継続の可否、また改正点について十分に検証することとする。

観光部
観光振興課

観光資源創出経費

4. 個別の実施内容について
(1) ルートマップによるまちあるき
(「てくてくはこだて特別版」
開催経費)

実証実験結果について、評価が行われていない

本実施項目は、平成23年度以降は、実証実験として業務委託されており、データ収集を目的としている。

平成24年度の受託者による報告書には、月別・日別・コース別の参加人数が集計されている。また、コースごとのアンケート集計をしている。

概要は以下の通りである。コース名は監査人による略称である。

受託者による報告書概要 (単位：人)

	正遊	五休科	秋遊	カフェ	ランチ	観音場所	土産	証	合計
7月	128	19	27	6	14	8	0	0	202
8月	41	20	17	0	0	0	4	0	82
9月	27	26	1	0	2	2	0	5	63
合計	196	65	45	6	16	10	4	5	347
アンケート	40	27	67	6	3	6	2	5	166
回答率	24%	42%	149%	100%	19%	60%	50%	100%	48%

アンケートの回答者は166件、回答率50%未満である。

アンケート項目は、①年代・性別、②どこから来たか、③イベントを何で知ったか、④満足度、⑤感想（自由記載）である。

実証実験と位置付けていながら、データ収集量は十分とはいえない。

また、担当課からは、この報告結果について検討・評価した文書はな

197

アンケートの回答については、報告結果に対する検討・評価した文書はないものの、次年度予算の検討などの際に参考としたものである。

今後、実証実験事業を行う場合、成果指標の基礎データとなるアンケートの回収率向上を図るとともに、事業成果を踏まえた実験効果の検証結果を明らかにし、次年度以降の事業化の可能性について判断することとする。

	<p>い、と回答を得ている。 実施内容は実験であり、実験効果の検証が求められるべきである。</p>		
<p>観光部 観光振興課</p>	<p>観光資源創出経費 4. 個別の実施内容について (2) 訪日外国人受入環境整備事業 (ニューツーリズム造成)</p> <p>支出決定の根拠が不明確である 平成24年度の歳出予算説明資料から当実施項目の内訳によると、合計840千円の予算のうち、706千円は香港旅行代理店招聘旅費である。 全体の84%を占めている。 しかし、平成24年度において、香港旅行代理店招聘は実施されず、代わりに予算にはなかった「札幌ロケーションフォト・ウェディング協議会」(以下「協議会」)への負担金400千円が支出された。 支出行為負担伺書に添付の説明文によると、「協議会」が香港で出展するにあたり、函館のロケフォト事業の宣伝も可能となったことを理由としているのみであり、金額の根拠や妥当性についてはうたわれていない。 なお、支出行為負担伺書に先立ち、「協議会」から函館市長宛てに「香港ウェディング・エキスポ2012広告宣伝にかかる負担金納入のお願い」という文書が収受されている。これには下記のように記載されている(下線は監査人による)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(前略)</p> <p>さて、標記エキスポにつきましては、函館・小樽を含めた「冬の北海道」をテーマとして出展するため、当協議会において鋭意準備を進めているところでございます。</p> <p>つきましては、公式ブックとなる「香港ウェディング・ウォーカー」内での広告宣伝および当該エキスポにおける出展ブースでの宣伝にかかる負担金について下記のとおり請求させていただきますので、まことに恐縮に存じますが、下記口座へお振込みくださいますようお願い申し上げます。(後略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> </div>	<p>198</p>	<p>予算編成時との状況変化により、当初予算と異なる支出を行う必要が生じた場合には、事業の必要性、有効性、さらには支出金額の根拠や妥当性を十分に精査、検証し、支出負担行為による決裁行為のほか、別途起案により意思決定を行う。</p>

- | | | |
|--|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 負担金 400,000円2 振込先 (以下略) | <p>「協議会」が何の根拠もなく、負担金の金額を設定して、請求してくるわけではなく、市との事前折衝があったものと推定されるが、所管課担当者によれば、それらについての資料は保管されていない。</p> <p>予算化されていなかった負担金の支出に当って、その金額の根拠が検証されないのは妥当性を欠く。検証した結果を文書やデータで残しておくべきである。</p> | |
|--|--|--|

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
観光部 ブランド 推進課	<p>観光交流事業経費 3. 事業コストについて</p> <p>人員投入の測定方法について 今回、修正を加えた数値によって計算する。 市職員年間勤務日数約250日×0.1人＝25日である。月平均2日以上、この業務に人手を要していることになる。 測定方法に誤りがあるか、測定方法が正しいならば、時間のかけ過ぎではないか等、検討が必要である。 予算上の事業費とは別に、市職員の時間コストがかかっていることを無視、または軽視してことがもたらしたものといえる。事業費の予算要求額が小さいことが、事業の継続判断を安易にしている。見直すべきである。</p>	193	<p>人員測定については、測定当時での最小単位が0.1単位であり、改めて精査をした結果、0.028人となっており、この人員投入量をもって事業を実施している。</p>
観光部 ブランド 推進課	<p>観光交流事業経費 4. 事業継続の判断について</p> <p>今後の方針について 監査日現在、事業は継続している。函館市単独事業ではないため、洲本市の意向も今後の方針に反映されることは相当としても、現状のように効果が不明な表敬訪問事業を存続させることが、どの程度有益であるかを検討すべきである。 意思決定が文書化されていないため、継続または廃止についての責任ある判断がされないまま事業が継続されている。</p>	193	<p>事業継続の判断については、予算編成作業時に部内さらに庁内での合意形成をし、最終的に執行機関として長が予算を調製している。 今後の方針については、改めて事業のあり方について、洲本市と協議を行うこととする。</p>
観光部 観光振興 課	<p>観光資源創出経費 3. 効果の測定について</p> <p>成果の測定が不十分である</p>	195	

	<p>担当課では、「常に新しいニーズへの対応が必要」としているが、主たる実施事項は、まちあるきに関連するものである。ルート案の募集、マップ作成・配布（印刷委託）、ガイド付きまちあるき（業務委託）が具体的内容である。担当課では、配布数・集客数の計測はしているが、結果に対する評価は行っていない。単年度ベースで実施・検証する事業を前提としても、評価自体がないことの理由にはならない。</p>		<p>観光資源創出経費については、経費全体の目的を潜在している観光資源を発掘し、新たな魅力を創出することとし、その目的のために各種さまざまな内容の個別事業を実施していたため、個別事業における具体的な数値目標・成果指標の設定はなく、詳細な評価の実施は難しいものであったが、今後は、個別事業においても具体的な目標等を設定していく。</p>
<p>観光部 観光振興課</p>	<p>観光資源創出経費 4. 個別の実施内容について (3) ヘルスツーリズム関係経費 (ニューツーリズム造成)</p> <p>負担金支出結果について、評価が行われていない</p> <p>当事業は、平成24年度に初めて行われたものである。</p> <p>予算計上額がもともと僅少であったところ、実際に使われた額はその半分にとどまっている。当実施項目のアウトカム・アウトプット・成果測定等、すべて不明確である。</p> <p>事業開始時の目標設定も、終了時の評価も行われないうまま、単発の行事的な実施となったものである。</p> <p>ヘルスツーリズムという言葉は近年広く巷間に流布するようになった。当市においても、観光都市を標榜している中で、時流に乗り遅れまいとする配慮があることは自然の流れといえる。しかし、結果として、恐る恐る少額を投資して、見返りを期待しないままに手を引くという事態を招来するのは経済的ではない。</p> <p>とりあえずやってみる、試行錯誤してみることも時には必要だろうが、結果に対する評価をうやむやにするのは不適切である。事業の到達目標を設定し、達成度を評価し、継続・廃止の方向を決定すべきである。</p>	<p>199</p>	<p>本事業は、ニューツーリズム造成の一環で、ヘルスツーリズムに係るモニターツアーを実施したものであり、実施結果等を総体的に検討し単年度のみの実施としたものである。</p> <p>今後、特に新規事業の実施に際しては、具体的な目的・数値目標・成果指標を現実に即して設定するとともに、事業終了後の評価結果に基づき、次年度以降の事業継続の可否、また継続する場合の課題や改正点などについて十分に検証することとする。</p>

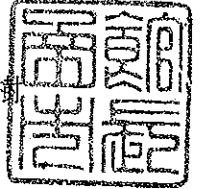


函 戸 市

平成 2 6 年 8 月 2 8 日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



平成 2 5 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 6 年 3 月 3 1 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

戸井支所市民福祉課

電話 8 2 - 2 1 1 1

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証 ～ 選択と集中 持続可能な都市経営をめざして)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
戸井支所 市民福祉 課	<p>51 業務の効率について</p> <p>戸井地区における国民健康保険被保険者の数は低減しており、それに伴い、被保険者(=利用者)1人当りの事業費が増加している。</p> <p>一方、年間を通して処理した業務件数や内容については、担当課において明確な記録がとられていなかった。そのため、概数での聞き取りをしたところ、年間400件程度との回答があった。これに従事する職員数を年間通しで1人としている。年間従事日数を250日とすると、1日当たり1.6件(400件÷250日)の処理数に過ぎない。</p> <p>人件費を考慮すると、費用対効果が低い。本庁や近隣の支所との業務の統合等による、効率化を検討すべきである。</p>	233	<p>地域の人口減少などから、国保業務の処理件数が減少していると考えられますが、支所における職員配置については、地域性や住民の利便性を考慮しているものであり、また、当該業務の人工については、平成23年度の事業仕分けにおける数値に基づき、1人工としたところでありますが、当該職員の業務には、国保に関連して行う各種医療助成業務や年金業務、税の申告業務なども含まれており、適正な業務量であると認識しております。</p> <p>しかし、今後においては、住民サービスの維持向上に配慮しつつ業務の効率化について検討します。</p>
戸井支所 市民福祉 課	<p>51 業務処理の記録について</p> <p>前述した通り、当事業においては、業務の処理件数の明確な記録がとられていなかった。</p> <p>当事業のように、取扱件数が著しく少ないことが当初より想定される事業については、継続的記録を実施することそのものが、事業を継続すべきか否かを判定するための重要な材料となる。</p> <p>事業の実績を明確に把握し、有効性を検証すべきである。</p>	234	<p>業務処理や利用者状況等について記録をとるとともに、国保業務の行程や業務量の実態把握に努めます。</p>

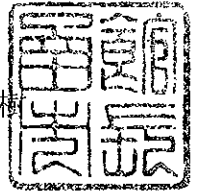


函 恵 地

平成26年8月19日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 様



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成26年3月31日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
恵山支所 産業建設 課	<p>No.52 恵山つつじまつり開催補助金 2. 支所内部の管理運営について 市職員の兼業を承認する決裁が形式的である</p> <p>平成25年度からの委嘱に関し、職務に専念する義務を免除する承認をした決裁書には、その承認する理由について「本市行政運営上有意義であると認められるので」承認するとの記載があるのみである。有意義であると判断した根拠が示されていない。当事業に職員が従事することで、年間3,000千円～4,000千円の人件費コストが生じている。行政運営上有意義と判断した根拠を具体的に示した上で、職務専念義務免除を行うべきである。</p>	236	<p>恵山つつじまつりは、旧恵山町時代の昭和43年に始まり市町村合併後においても継続的に開催しており、平成25年開催で45回目を迎える歴史あるイベントであります。</p> <p>また、主催する実行委員会は、函館東商工会などの地域経済団体をはじめ、恵山地区町会連合会、恵山地区女性団体連絡協議会などで構成され、恵山地域をはじめとする本市のPRや観光客の誘致・宣伝に積極的に取り組んでいる団体で、イベント開催により多くの観光客を誘致しており、本市の観光振興ならびに地域経済の活性化および発展に大きく寄与している。</p> <p>本市としても、過疎地域自立促進市町村計画に当該事業を掲げ、当地域の振興発展の指針としていることから、今後は上記の内容やこれまでの効果等を具体的に示し、職務専念義務免除を行うこととする。</p>
	<p>3. 事業の有効性と事業評価について 事業の有効性が低い</p> <p>平成24年度のつつじ公園における、5月・6月の公園入場者とまつり開催中の公園入場者の内訳は以下の通りである。</p> <p>(表：つつじ公園入場者数)</p> <p>5月、6月は公園の営業日数61日、まつり開催期間16日である。まつり開催期間中の1日当りの来場者数(B)は、5月、6月全体の1日当り来場者数(A)に比べて左程大きくはなく、まつりに集客効果があったとは言えない。補助金の成果があったかどうか不明である。</p>	236	<p>本事業は、まつり開催期間を16日間としているが、16日間全てにおいて、何らかの事業を行っている訳ではなく、補助金のほとんどはイベント開催日の1日に使用している。</p> <p>平成24年度のイベント開催日の来場者数は、6,200人で5月・6月の1日当たり来場者数1,611人の約3.85倍となっており、補助金を使用した本事業(イベントの開催)には、集客効果やつつじをはじめとした当地域の観光PRに成果があると考えている。</p> <p>今後は、まつり開催期間という表現を改めることを検討したい。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置
 *(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
恵山支所 産業建設 課	<p>2. 支所内部の管理運営について 職務専念義務免除規則について</p> <p>委員会は事務局員を市職員に委嘱している。市職員は、この委嘱を受けようとする場合、「職務に専念する義務の免除に関する規則」第3条に基づき、「遅滞なくその旨を所属の長を経て任命権者の承認を受けなければならない」とされている。</p> <p>しかしながら、平成24年度まで、市職員4名がこの承認を受けずに委員会の事務局員の職務を行っており、規則に違反していた。同課所管の「恵山ごっこまつり実行委員会」の事務局員についても同様の状況にあった。</p> <p>なお、平成25年度の委嘱については、免除申請手続を行っており、是正措置がとられている。</p>	235	<p>恵山つつじまつり実行委員会からの委嘱を受けるにあたり、平成24年度まで職務専念義務免除の承認を受けておりませんでした。平成25年度から規則に基づいて手続きを行うように改めた。</p> <p>なお、恵山ごっこまつり実行委員会事務局職員に関する職務専念義務免除についても同様の手続きを行うように改めたところである。</p>
恵山支所 産業建設 課 財務部 財政課	<p>6. 事業費の財源について 市債による財源の調達と財務の健全性について</p> <p>平成22年度より、当該事業の財源が一般財源から市債に変更された。ここで財源とした過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する公共施設や情報通信基盤等整備事業を対象としている。</p> <p>過疎対策事業債は、元金償還金の70%が国の交付税で還元されるため、実質的な市の負担が軽減されるというメリットがある。しかしながら、過疎地域自立促進特別措置法の目的に従い、過疎地の「自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与」する事業に利用すべきである。</p> <p>また、今後、現在の方法を繰り返し、市債を発行し続ければ、ある一定の時</p>	237	<p>現在、市債の発行にあたっては、交付税措置のあるものを活用することで、将来の負担軽減に努めてきているほか、市債残高にも考慮し、計画的に発行しております。</p> <p>今後についても、公債費の増加は財政の硬直化を招くおそれがあることから、将来的な財政負担なども踏まえながら対応していきたい。</p>

点で市債の残高は横ばいとなり、財務の健全性に支障が生じる。

交付税措置されるといっても、市民にとっては国の借金も市の借金も、将来、返済が必要な借入である。経費的な支出を長期借入で賄うのは不健全である。

函館市は、市民1人当りの交付税額が非常に高額である。少なくとも、交付税措置されない3割について、毎年、基金を積み立てることを義務化するなどの財政規律を設けるべきである。